

庶津和郎全集 第十一卷

廣津和郎全集

第十一卷

広津和郎全集 第十一卷

定価四二〇〇円

昭和四十九年五月十日初版
昭和五十一年八月十日再版

著 者 広 津 和 郎

発行者 高 梨 茂

印刷者 山 元 正 宜

発行者 中央公論社

東京都中央区京橋二一一

電話（五六二）五九二一

振替東京二一三四

広津和郎全集
第十一卷

目次

松川事件と裁判	九
回れ右	二五
熱海にて	二四
政治というもの	二五
裁判長よ、勇気を	二五
眞実は訴える	二六
甘さと辛さ	二四
裁判と国民	二七
仮定の上に立って裁判	二四

諸氏の協力を望む

二九七

石坂長官の書簡

三〇三

再び石坂書簡について

三二三

熊谷判事に答える

三二九

福島行き

三三六

裁判官の非難に答える

三三二

裁判は野球の審判とは違う

三四二

田中最高裁長官に訊ねる

三四八

「松川裁判」のこと

三五五

諏訪メモの意義について

三五九

万感あふれる思い

三六七

裁判雑感

三六九

七対五の示す意味	三九三
多数意見と少数意見	四〇四
松川差戻し裁判	四二三
松川判決前後	四二三
裁判と真実	四三三
松川事件・問題の新証拠	四三六
私はうれしい	四四四
裁判の公正は守られた	四四六
斎藤、入江両裁判官に託びよ	四五六
広津会長辞任の弁	四五七
憲法施行二十年	四五九
青梅事件上告審傍聴記	四七〇

八海事件について

あとがき

評論 四

松川事件と裁判

——検察官の論理——

1 松川事件と松川裁判

一 大量餓首に伴った三つの事件

事件の起った昭和二十四年頃は、この国が連合国——というよりもアメリカの占領下にあったということを、先ず思い起していただきたい。その年の六月に吉田内閣は占領軍の指示により人員整理のために定員法なるものを作ったが、その頃から全国の諸所方々で線路に石や材木が載せてあったとか、信号機が破壊されたとかいったような列車妨害が、頻々として新聞やラジオで報道され、それが皆左翼的な思想犯罪であるように宣伝され、私などもその宣伝に乗せられて、日本の

左翼は、何という馬鹿なことをするものだろうと、眉をひそめた一人である。

そこに七月四日、定員法による国鉄の大量餓首が始まり、その第一次として三万七千人の国鉄労働者の氏名が発表された。ところが、その翌五日、国鉄労組が団体交渉の当の相手と考える下山定則国鉄総裁が、突然行方不明となり、そのまた翌日の六日朝には、鉄道線路上に饑死体となって発見され、センセーショナルな新聞報道が人心を震撼させた。

この下山総裁の死は他殺とも自殺とも曖昧のままに捜査が打ち切られたが、初めのうち新聞は国鉄労働者の餓首とそれとを結びつけ、国鉄労組や共産党や北鮮の人々がその事件に関係があるように書き立てたので、労組の餓首反対闘争は出鼻を挫かれ、餓首はさしたる抵抗もなく実現した。

七月十三日に第二次の餓首六万人の氏名が発表されると、また一つの不可解な椿事が現出した。三鷹電車区で無人電車

が突如として暴走し始め、駅の構外に飛び出し、人家を破壊し、都民を殺傷したいいわゆる三鷹事件がそれである。この破壊行動もまた国鉄労組や共産党のしわざであるように新聞やラジオで宣伝されたので、誠首反対に再び立ち上がりかけていた労組は、またも出鼻を挫かれてしまった。

ここでおかしいのは、この事件が起ると、捜査当局がまだ山のものとも海のものとも解らない筈のその翌日、吉田首相が、「定員法による誠首がもたらした社会不安は、主として共産主義者の煽動による」という声明を発したことである。

下山事件、三鷹事件によって、第一次誠首、第二次誠首に対する反対闘争の出鼻を挫かれた国鉄労組も、やがて立ち直り、その闘争は全面的に活潑となりそうな形勢を示して来た。中でもその前から福島管理部に殺到して福島管理部事件（略して福管事件といわれている）などを起していた福島支部は、最も尖鋭といわれていた。

この時三度目の恐るべき椿事が勃発した。それが松川事件である。

福島駅を定時に発車した四一二号旅客列車が、八月十七日午前三時九分、金谷川・松川間のカーブ（東京の北方二六・一キロ二五九メートル附近）にさしかかった際、先頭の機関車が脱線顛覆し、続く数車輛も脱線し、幸い乗客には損害がなかったが、気の毒なことには、機関車に乗っていた機関士石田正

三、機関助手伊藤利市、同茂木政市の三名が惨死した。現場視察によるとレールのツギメ板がはずされ、枕木の犬釘が抜かれ、長さ二五メートル、重さ九二五キロもある一本のレールは、線路から一三メートルも離れたところまで飛んだものか、何の破損もなく真直ぐの形のまま、あだかも搬ばれてそこに置かれたように地面の上に横たわっていた。これは明かに自然的事故ではなく、人為的事故であったが、間もなく線路の犬釘をはずすために普通に使われるボールが一本、附近の稲田の中から発見された。続いて全長二四センチに過ぎない自在スパナも一個発見されたといつて捜査当局から持出された。捜査当局側の主張によると、その自在スパナはボール同様稲田の中から発見されたということであるが、不思議なことに誰が発見したのか発見者は曖昧であった。

下山事件、三鷹事件に続いて、三度国鉄にこの戦慄すべき椿事が起ったので、これらの事件の裏側に、何か恐ろしい計画的な意図が隠されているのではないかという不安を国民は感じた。その不安にその翌十八日、吉田内閣の増田甲子七官房長官が新聞記者に向つて発表した談話が、一層油をそそいだ。それは次のような談話であった。

「今回の事件は今までにない兇悪犯罪である。三鷹事件をはじめ、その他の各種事件と思想的底流に於いては同じものである」

後になって考えれば、十七日に事故が起つた翌日の十八日では、特に何かの予断を持たない限り、現場でもまだ五里霧中で何者がかかる犯罪を行ったか見当さえつく筈がないし、従つて現場から二六・一キロ離れた東京の吉田内閣に、事故の真相が解る筈がないから、官房長官がそういう談話を発表したということが、三鷹事件の時の首相声明と共に、いかに軽率で乱暴であつたかということに思い当るが、当時は、筆者なども迂闊にそれを信じ、思想犯罪と思ひ込まされたものであつた。六月以来の列車妨害の新聞報道や、下山、三鷹と続いた事件についての宣伝が、いつかわれわれの心に、そう思ひ込ませるような下地を作つていたのである。つまり国民はすっかり宣伝に乗せられていたのである。

三鷹事件でつかまつた国鉄労組員である共産主義者たちが、後に「検察側の空中楼閣」という有名な判決文によつて、全員無罪の判定を受け、党員でない竹内被告一人だけが後に残されたことは世人の記憶されているところであらうと思う。これによつてもあの時の首相の声明が軽率であつたことが解るであらうが、しかし私は三鷹事件については松川事件のようには調べていないから、これ以上の意見を述べることはさしひかえる。

とにかく、事件が起るたびに、その調査さえ済まないうちから、吉田内閣の責任者たちが左翼思想からの犯行だと宣伝

し続けてきたことは注目に値する。

このまた松川事件で、再び擡頭した国鉄労組の首切り反対の闘争意識が挫かれた上に、国鉄労組の者と、当時やはり首切り反対で闘争していた東芝松川労組の者とが協力して行つた犯行だとして、国鉄労組福島支部委員長始め組合員十名、東芝松川工場の労組組合長始め組合員十名が逮捕され、訴追されたので、誠首反対闘争は完全に打ち切られた。

このようにして、国鉄の誠首も東芝松川工場の誠首も滞りなく完了した。このことは吉田内閣諸公のいうように、もし左翼的な思想の持主の犯行だとすれば、みずから墓穴を掘るようなバカなことをしたことになるし、またもしそれとは反対に事件をやつる何らかの意企があつたとすれば、その意企は百パーセントその目的を達したことになる。

そればかりではない。その頃共産党は衆議院に三十五名の議席を持つ程議会政治に進出し、保守陣営の脅威となつていたが、次ぎの選挙ではこれらの事件の影響で僅か二名に蹴落された。これを見れば、その意企は百パーセントどころではなく、百何十パーセントも目的を達したという勘定になる。

しかしそういう政治問題に触れていくことは、松川裁判に對して私が執つた態度ではなかつた。第一審、第二審で有罪の宣告を受けた被告たちに、列車顛覆の真犯人であるキメ手が全然ないということを、法廷に現れた証拠書類によつて証

明して、第一審、第二審の判決を論駁しようというのが、私の目的であった。

二 狙いは労組幹部にあった

捜査当局は事件後間もなく、福島及び松川附近のいわゆる不良分子たちを洗い始めたが、しかしその捜査の目標が国鉄福島労組の幹部や共産党員に向けられていたことが、事件後二、三日目からの福島の諸新聞に現れている。そして間もなく東芝松川労組の幹部にもその目標が掲げられて行ったことが報じられている。

ところが事件から二十四日後の九月十日に最初に逮捕されたのは、労組幹部でも共産党員でもない、例の定員法で餓首された当時十九歳の赤間勝美という少年線路工手であった。赤間はその七月まで永井川信号所の線路班に勤めていたが、定員法によって餓首されると、福島市太田町の村山パン店の工員になっていた。彼はその店から傷害容疑という名義で警察につれて行かれたのであるが、傷害容疑というのは何かというと、前年友達の頭を撲ったというような他愛ないものであった。それは無論名義だけで、直ぐ松川事件について調べられた。それから一週間ほどして東芝側からは窃盗容疑とい

う名義で、菊地武という十八歳の少年が逮捕されたが、その窃盗容疑というの、工場で配給の煙草を盗んだという他愛のないものであったが、そのことは嘘であることが直ぐ解った。しかし帰されずに、松川事件のことを調べられ始めたが、偶然にも盲腸炎になったので釈放された。

赤間にしても、菊地にしても、共に労組の幹部でもなく、共産党員でもないということは、特に留意する必要がある。これらの少年達を捕えて、自白をデッチ上げ、それから労組幹部や共産党員の方へ逮捕の網を拡げて行こうという魂胆であったことが、この事件全体を考えると明瞭であるが、そのことはやがて読者にもお解りになることと思う。

赤間少年は約十日程で自白調書を取られた。その自白が任意のものであるか、捜査当局の誘導によるものであるかはいずれ検討するが、この赤間自白によって、次ぎ次ぎと被疑者が逮捕されて行った。

次ぎに被疑者達が逮捕されて行った順序を述べると、

九月十日 赤間勝美（国鉄労組福島支部福島分会員）。〔罪名、

傷害〕

九月十八日 菊地武（東芝松川工場労組員）。〔罪名、窃盗。

間もなく盲腸炎のために釈放〕

九月二十一日 赤間、列車顛覆を自白。罪名を列車顛覆に切り替える。翌日から同自白による他の人達の逮捕始ま

松川事件と裁判

被告名 (事件当時 の年齢)	起訴事実	被告人の主張	検事の求刑 (昭和三十三)	判決 (昭和三十三)
武田 久 (31)	共同謀議の議長	否認	死刑	無期
鈴木 信 (29)	共同謀議	否認	死刑	死刑
斎藤 千 (29)	共同謀議	否認	死刑	十五年
高橋 雄 (25)	共同謀議、実行	否認	死刑	無期
二宮 豊 (28)	共同謀議	否認	死刑	無期
本田 昇 (23)	共同謀議、実行	否認	死刑	死刑
阿部 市次 (26)	共同謀議	否認	死刑	死刑
赤間 勝美 (19)	共同謀議、実行	警察で自白、 公判廷で否認	死刑	無期
杉浦 三郎 (47)	共同謀議	否認	死刑	死刑
佐藤 一 (28)	共同謀議、実行	否認	死刑	死刑
太田 省次 (33)	共同謀議	警察で自白、 公判廷で否認	無期	無期
佐藤 代治 (23)	共同謀議	否認	無期	十年
浜崎 二雄 (20)	共同謀議、実行	警察で自白、 公判廷で否認	無期	十二年
岡田 十良松 (23)	共同謀議	否認	十五年	十二年
二階堂 武夫 (24)	共同謀議	否認	十五年	十年
加藤 謙三 (19)	共同謀議	警察で自白、 公判廷で否認	十五年	十二年
小林 源三郎 (20)	共同謀議、器具窃取	警察で自白、 公判廷で否認	十三年	七年
菊地 武 (18)	共同謀議、器具窃取	警察で自白、 公判廷で否認	十三年	七年
大内 昭三 (19)	共同謀議、器具窃取	警察で自白、 公判廷で否認	十三年	七年
二階堂 園子 (25)	共同謀議	警察で自白、 公判廷で否認	十年	三年六月

る。〔十月十三日起訴〕

九月二十二日 本田昇 (国鉄労組福島支部委員、共産黨員)、二宮豊 (同上、共産黨員)、鈴木信 (同上、福島分会委員長、共産黨員)、阿部市次 (同上、福島分会書記、共産黨員)、高橋晴雄 (同上、福島分会委員、共産黨員)、浜崎二雄 (東芝松川工場労組員、佐藤一 (東芝労組連合会オルグ、共産黨員)。「いずれも十月十三日起訴」)

十月四日 杉浦三郎 (東芝松川工場労組組合長、共産黨員)、太田省次 (東芝松川工場労組副組合長、共産黨員)、佐藤代治 (東芝松川工場労組員、共産黨員)、大内昭三 (同上、小林源三郎 (同上)。「いずれも

十月二十六日起訴」

十月八日 菊地武再逮捕。〔十月二十六日起訴〕

十月十七日 二階堂武夫（東芝松川工場労組員）、二階堂園子（同上）。〔いずれも十一月七日起訴〕

十月二十一日 武田久（国鉄労組福島支部委員長、共産黨員）、

斎藤千（国鉄労組福島支部委員、共産黨員）、岡田十良松

（同上及び福島地区労組会議書記長、共産黨員）、本田嘉博（アカハタ記者、後に釈放）、加藤謙三（国鉄労組福島支部福島分

会員、共産黨員）。〔十一月十二日、斎藤、武田、加藤起訴。

十二月一日、岡田起訴〕

検察側の説くところを要約すると、これらの被疑者の中の或る者たちが、八月十三日及び八月十五日に国鉄労組福島支部事務所に集まって、列車顛覆の共同謀議をなし、それに従って東芝松川工場内でも何回かまた謀議がくり返され、その結果、国鉄側から本田、高橋、赤間の三人、東芝側から佐藤一、浜崎の二人が出て行って線路破壊の実行をなし、そしてまたその線路破壊に使用したスパナとボールは、東芝側の小林、菊地、大内の三人が松川駅の線路班倉庫から盗み出したということになる。

以上が松川事件の概略であるが、被告等と弁護人等が、右の犯行を捜査当局のデッチ上げであるとし、抗争を続けたにもかかわらず、福島地方裁判所における第一審においては、

昭和二十六年十二月六日、右表のように全員有罪の判決が下された。

三 私の関心は第二審から

以上が第一審判決までの概略であるが、当時は私はこの裁判に関心を持っていなかった。それは例の新聞やラジオの宣伝を信じ、又官房長官の声明を信じて、左翼的犯罪であると思いつまされていたからである。

私が関心を持ったのは、第二審の裁判が始まってからである。昭和二十七年の末か二十八年の初め頃であったと記憶するが、被告諸君の無実を訴える文章を集めた『真実は壁を透して』という小冊子が送られて来た。私は偶然それを開いて読み始めると異常に惹きつけられて、一気に読了した。そして「この人達の文章には嘘が感じられない。この人達の訴えはほんとうではないか」と思ったものである。私の関心はその時から始まった。

その後宇野浩二に会った時、その話をすると、宇野も既に『真実は壁を透して』を読んでいて、「自分もあの事件は妙なものだと思っている。被告たちのいうことが真実ではないかと思う」といった。